JR東海労ニュース

№1756 2012年10月15日 JR東海労働組合

またもや不当労働行為認定! 関西地労委M完全勝利!

組合掲示物の一方的な撤去は不法行為!

本日、東京地裁は、新幹線関西地本「地労委M」行政訴訟(掲示物不当撤去事件)に対し、会社の主張を退け、私たちの主張を認める完全勝利の判決を言い渡しました。この事件は、名古屋車両所分会が、一方的な組合掲示物の撤去(2005年5月22日~9月12日に掲出した9点の掲示)は不当労働行為に当たるとして、2006年2月21日愛知県労働委員会に救済申立を行い、会社と闘ってきた事件です。

私たちのこの訴えは、愛知県労働委員会では9点中9点、その後、中央労働委員会でも、9点中7点の掲示物撤去の違法性が認められ、会社の行為は不当労働行為にあたると認定され、私たちの正当性が明らかになっていました。しかし、会社は反省どころか、これを不服として2010年11月26日東京地裁に、中労委命令取り消しを求める行政訴訟を提起しました。ところが、本日、この会社の申し立てを全面的に退け、私たちの勝利が確定したのです。

JR東海労結成以来、最高裁判所で不当労働行為と認定された事件は、すでに7件、他の事件を合わせると8件もの事件で、最高裁判所が私たちの正当性を認めています。しかし、会社は全く姿勢を改めようとしていません。このことは、司法の判断を冒涜する行為であると言わざるを得ません。

会社は本日の判決を真摯に受け止め、謝罪文の掲示を行うべきです。そして、何よりもJR東海労敵視の姿勢を改めるべきです。

会社は控訴を断念し、JR東海労に謝罪せより 中労委命令にある『謝罪文』を掲示せより JR東海労敵視の姿勢をやめろ!